

感染拡大防止重点対策 (特措法第24条第9項に基づく要請)

令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・ 登校前にご家庭で、**検温を始め体調確認**をお願いします。
症状があるときは登校は控えてください。
- ・ ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の**児童・生徒が通う学校**を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校・幼稚園・
保育所・
認定こども園・
放課後
児童クラブ・
学習塾・
スポーツ団体 等

- ・ 学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で**基本的な感染防止対策の徹底**を指導してください。

○不織布マスクの正しい着用 ○人との距離の確保（できるだけ2m）
○こまめな換気（対角線上の窓を開けるなど） ○複合的な対策の実施

- ・ **感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）**や
宿泊を伴う学校行事等は停止してください。
- ・ **体調不良の児童・生徒**は、**無理をさせず帰宅**させてください。
- ・ **先生や指導者の方も、体調管理の徹底**をお願いします。

「感染対策一斉点検」「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」をお願いします。

ポイント2

高齢者に感染を広げない

ご自身で

- ・ 感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 高齢の方や基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
 - 混雑する場所や、感染リスクの高い場所への外出は控えてください。
 - 十分な栄養、適度な運動により免疫カアップをお願いします。

ご家族で

- ・ 家族内感染にならないよう、皆さんで取組をお願いします。
 - 定期的な換気、こまめな手洗いをお願いします。
 - 同居する高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- ・ 接種の順番を迎えられた際には、新型コロナワクチンの接種をお願いします。

施設内で

- ・ 施設内感染には引き続き注意願います。
 - 職員の方はマスクを正しく着用してください。利用者の方も可能な限りお願いします。
 - 施設内にウイルスを持ち込まないよう、職員の方（ご家族を含む）の体調管理をお願いします。
- ・ 感染対策一斉点検を実施します。

ポイント3

移動・会食に関するリスク回避

移動

**感染拡大地域との
不要不急の往来は控えてください。**

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)



会食

**同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内
としてください。** (ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

控えてください!

- × 密閉・密集・密接
- × 体調不良で参加
- × 大声やマスクなしでの会話
- × 深酒

※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

感染対策の徹底された飲食店を利用してください。